

交際相手紹介サービス 重要事項説明書

本書面は、「交際相手紹介サービス概要書面」の要点を一覧できることを目的とした書面です。

当社のサービス（役務提供並びに付随する商品説明）の内容等について確認をしていただきますようお願いいたします。

「交際相手紹介サービス概要書面」に記されている事項は以下の通りです。

1. 当社概要
2. 当社の提供するサービス
 - (1) サービスの種類
 - (2) サービスの提供内容
 - (3) サービス料等
 - (4) 支払い時期および方法
 - (6) 会員期間
3. クーリングオフ
4. 中途解約
5. 中途解約時等の返金
6. 退会時の返金
7. 退会
8. 効力の不可分性
9. 保全措置
10. 個人情報の取扱い
11. データベース運営会社との関係
12. 顧客相談窓口

上記内容を、重要事項説明書の、サイトからのダウンロード交付をもって説明いたしました。

(サービス提供者)

年 月 日 (入会申込みフォーム送信日とします)
住所 滋賀県草津市西大路4-33
事業者 ChikaMari
特定非営利活動法人 キューピットクラブ
理事長 新井弘道

私は、「交際相手紹介サービス概要書面」に記載されている各項目について、重要事項説明書の、サイトからのダウンロード交付をもって説明受けると共に、サービスの特徴等について十分理解いたしました。

(入会会員)

年 月 日 (入会申込みフォーム送信日とします)
住所 入会申込フォームに記載申込者住所とします
氏名 入会申込フォームに記載申込者氏名とします

《ペナルティー規定》

皆さんがお約束事を守ってくだされば、下記の請求は無い事をご理解下さい。

《入会時》

1. 登録記載事項（学歴・婚歴・年収等）に、偽りがあった場合 ⇒2万円以上
※偽り内容（悪意の有無等）、また交際の進展時期により金額は異なります。
※在籍期間中に、履歴（住所・職業・年収等）に変更があったにもかかわらず、当方への連絡をおこたった場合も含みます。（変更があった場合は速やかにご連絡下さい）
※登録内容の勘違いや間違いは修正いたします、気づいた時点で速やかにご連絡ください。

《入会～お出会い》

1. お出会いを申し込み、翌日以降2週間以内に、受諾が来ていない段階で取り消す場合 ⇒1万円
2. 申込側・受諾側に関わらず、既に成立していたお出会いを取り消した場合 ⇒2万円
（お出会い日や場所が未決定の場合も含む）
 - ・やむを得ない事情に限り一度の延期は可能だが、二度目以降の延期は迷惑料として ⇒1万円
 - ・お出会い当日（前日午後5:00以降）のキャンセル、延期（再調整はいたします） ⇒3万円
3. お出会い当日、連絡無しで10分以上遅刻した場合（遅れそうな場合は必ず連絡） ⇒1万円
4. お出会い当日、お出会い場所に連絡なく現れなかった場合 ⇒5万円以上

《お出会い～交際》

1. 互いに交際希望となったにもかかわらず、一度の交際（デート）もなく交際終了した場合 ⇒2万円
2. 交際相手より、交際終了の連絡を受けた以降に、電話連絡などの接触をした場合 ⇒2万円

《退会》

1. 会員は、理由の説明なく自由に退会することができます。（※）
 - ※ 交際中のお相手がいる状態での退会はできません。
 - ※ お出会いが決定している状態での退会はできません。（場所・日時が未決定の場合も含む）
2. 退会連絡は、月末までの受付となります。（その月をもって退会することができます）
3. サービスのご利用に不適格な方と思われた場合、利用を停止する場合があります。（強制退会）
4. 交際中のお相手と、婚約に至った場合は退会となります。（成婚退会）

交際相手紹介サービス概要書面

本書面を十分にお読みください。

本書面は、ChikaMari（特定非営利活動法人 キューピットクラブ）（以下、当会といいます）が会員に対し提供するサービスの内容、会員が当会に対し支払う費用・支払時期・方法、クーリングオフ等、当会と会員との契約関係の概要を示すものです。

1. 役務提供事業者（当会）

名称：ChikaMari/特定非営利活動法人 キューピットクラブ

住所：525-0037 滋賀県草津市西大路4-33

電話：077-563-3939

代表者：理事長 新井弘道

2. サービス内容

当会が会員に提供するサービスは、交際相手との出会いを希望する会員への、お相手の紹介及び以下に記載するサービスです。

- ① お出会いの為のデータベースシステムへの登録
- ② お出会い希望の取次ぎ
- ③ お出会い日程、場所の調整
- ④ その他上記に関連する活動のサポート

3. 費用

費用	金額（税込）	支払時期・方法
入会金	0円	
登録料	0円	
月会費	6,000円	当月分を毎月27日に口座振替
お見合い料	0円	
成婚退会料	0円	

お出会いの為のデータベースシステムは、「日本結婚相談協会（JBA）データベース」・「日本成婚ネット（JMN）データベース」・「コネクトシップ（CS）データベース」を利用するものとします。

【入会時費用総額】 0 円

※各費用の内容は以下のとおりです。

- ①入会金：入会審査、各種事務手続費用。（¥0）
- ②登録料：データベースシステムへの登録費用。（¥0）

- ③月会費：お出会い希望の取次や日程調整するための費用。（¥6,000/月・税込）
※月途中のご入会につきましても当月分月会費が発生します。（日割は致しません）
- ④お出会い料：お出会い設定1回に要する費用（¥0）
- ⑤成婚料：婚約に至った時にお支払いいただく費用（¥0）

4. サービス提供期間

当会によるサービス提供期間は、契約締結日を含めた当月から、月会費の支払いのあった当月1ヶ月間ごととなります（月謝制）。

5. クーリングオフ

- ① 会員は、入会申込書を受領した日から8日間を経過するまでは、書面により入会申込に関する契約の解除（クーリングオフ）ができます。
- ② 会員は、当会が①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し、又は当会が脅迫したことにより困惑し、そのために①に定めるクーリングオフをしなかったときは、当会が①に定めるクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から8日間を経過するまでは書面により入会に関する契約の解除（クーリングオフ）ができます。
- ③ クーリングオフの効力は、その書面を発信したときから生じます。
- ④ ②の解除があった場合において、当会は、そのクーリングオフをした会員に対して、そのクーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することはできません。
- ⑤ ②の解除があった場合において、当会が既に一部のサービスを提供していたときにおいても、当会は、そのクーリングオフをした会員に対して当該サービスの対価その他の金銭の支払を請求することはできません。
- ⑥ ①又は②の解除があった場合において、当会がそのクーリングオフをした会員から金銭を受領しているときは、速やかにそのクーリングオフをした会員に対しその全額を返還します。

6. 中途解約

- ① 会員は、入会申込書を受領した日から8日間を経過した後（当会が前条①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し、又は当会が脅迫したことにより困惑し、そのために前条に定めるクーリングオフをしなかったときは、当会が前条に定めるクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から8日間を経過した後）においては、書面により将来に向かって入会に関する契約の解除（中途解約）を行うことができます。
- ② 当会は、前項の規定により入会に関する契約が解除されたときは、その解除をした会員に対し、以下の各号に定める金額を超える額の金銭の支払を請求することができません。
 - ア その解除がサービス提供開始後である場合は次の合計額
 - ・ 提供されたサービスの対価に相当する額

- ・ 2万円又は契約残額の20%のいずれか低い額
- イ その解除がサービス提供開始前である場合は3万円

③ 本条①による中途解約時においては、当会は会員に対し、未提供サービスに相当する前受金がある場合、当該相当額を返金します。ただし、日割計算は行いません。

7. 退会時の返金

会員が入会申込書第6条に定める退会事由に該当し当会を退会する場合は、当会は受領金の返金を行いません。

8. 退会

会員は、当会に入会后、任意にいつでも自由に退会することができます。
(交際中、またはお出合いが決定している場合は退会できません)

9. 効力の不可分性

入会申込書の条項に一部無効な部分があったとしても、当該条項の無効は他の条項の有効性にその影響を与えることはありません。

10. 保全措置

当会は、入会金その他の前受金について特段の保全措置を講じていません。(当会は入会時に受け取る合計金額が5万円を超えないため)

11. 個人情報の取扱

当会は、入会申込により入手した会員の個人情報につき、個人情報保護法に基づき、入会審査及び本サービスの提供の目的に限り利用します。

12. 各データベース運営会社との関係について

各データベース運営会社とは、出会いの提供を目指すべく出会いの組み合わせをするために当会が加盟しているものであり、経営などに関する資本の関係にはありません。
従って、この契約に関することは、すべて当会に責任が帰属します。

顧客相談窓口

TEL : 03-6233-2915 (Email: info@mcsa.or.jp)

一般社団法人結婚相談業サポート協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目18-20 ルックハイツ新宿 1105

入会申込書

本書面を十分にお読みください。

本書面は、特定商取引法第42条2項に基づき、ChiKaMari（特定非営利活動法人キューピットクラブ）（以下、当会といいます）と会員との間における交際相手紹介サービス提供契約の内容を明らかにするためのものです。

第1条 役務提供事業者（当会）

名称：ChiKaMari（特定非営利活動法人 キューピットクラブ）

住所：525-0037 滋賀県草津市西大路4-33

電話：077-563-3939

代表者：理事長 新井弘道

第2条 サービス内容（役務）について

1 当会が会員に提供するサービスは、交際相手との出会いを希望する会員への、お相手の紹介及び以下に記載するサービスです。

- ① お出会いの為のデータベースシステムへの登録
- ② お出会い希望の取次ぎ
- ③ お出会い日程、場所の調整
- ④ その他上記に関連する活動のサポート

2 上記サービス提供の形態又は方法は以下の通りです。

インターネットを利用したお出合いのサポート全般、WEBサイト及びメール、電話、LINE、SMS等の通信方法の利用。

3 当会によるサービス提供期間は、契約締結日を含めた当月から、月会費の支払いのあった当月1ヶ月間ごととなります。（月謝制）

第3条 サービス（役務）の対価

会員が当会に役務の対価として支払わなければならない金銭の額は以下の通りです。

費用	金額（税込）	支払時期・方法
入会金	0円	
登録料	0円	
月会費	6,000円	当月分を毎月27日に口座振替
お見合い料	0円	
成婚料	0円	

お出合いの為にデータベースシステムは、「日本結婚相談協会(JBA)データベース」・「日本成婚ネット(JMN)データベース」・「コネクトシップ(CS)データベース」を利用するものとします。

【入会時費用総額】 0 円

※各費用の内容は以下のとおりです。

- ①入会金：入会審査、各種事務手続費用。(¥0)
- ②登録料：データベースシステムへの登録費用。(¥0)
- ③月会費：お出合い取次や日程調整するための費用。(¥6,000/月・税込)
(月途中のご入会につきましても月会費は発生します)
- ④お出合い料：お出合い設定1回に要する費用(¥0)
- ⑤成婚料：婚約に至った時にお支払いいただく費用(¥0)

第4条 クーリングオフ

- ① 会員は、入会申込書を受領した日から8日間を経過するまでは、書面により入会申込に関する契約の解除(クーリングオフ)ができます。
- ② 会員は、当会が①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し、又は当会が脅迫したことにより困惑し、そのために①に定めるクーリングオフをしなかったときは、当会が①に定めるクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から8日間を経過するまでは書面により入会に関する契約の解除(クーリングオフ)ができます。
- ③ クーリングオフの効力は、その書面を発信したときから生じます。
- ④ ②の解除があった場合において、当会は、そのクーリングオフをした会員に対して、そのクーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することはできません。
- ⑤ ②の解除があった場合において、当会が既に一部のサービスを提供していたときにおいても、当会は、そのクーリングオフをした会員に対して当該サービスの対価その他の金銭の支払を請求することはできません。
- ⑥ ①又は②の解除があった場合において、当会がそのクーリングオフをした会員から金銭を受領しているときは、速やかにそのクーリングオフをした会員に対しその全額を返還します。

中途解約

- 1 会員は、入会申込書を受領した日から8日間を経過した後(当会が前条①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し、又は当会が脅迫したことにより困惑し、そのために前条に定めるクーリングオフをしなかったときは、当会が前条に定めるクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から8日間を経過した後)においては、書面により将来に向かって入会に関する契約の解除(中途解

約)を行うことができます。

2 当会は、前項の規定により入会に関する契約が解除されたときは、その解除をした会員に対し、以下の各号に定める金額を超える額の金銭の支払を請求することができません。

ア その解除がサービス提供開始後である場合は次の合計額

- ・提供されたサービスの対価に相当する額
- ・2万円又は契約残額の20%のいずれか低い額

イ その解除がサービス提供開始前である場合は3万円

本条①による中途解約時においては、当会は会員に対し、未提供サービスに相当する前受金がある場合、当該相当額を返金します。ただし、日割計算は行いません。

第5条 退会事由

以下の項目に該当すると判断する場合には、当会は本契約を解除し会員は当会から退会となります。

- ① 当会のシステム紹介や料金・ペナルティー規定に違反したとき
- ② 当会が交際相手の紹介をするにふさわしくないと判断したとき

第6条 退会時の返金

会員が前条に定める退会事由に該当し当会を退会する場合は、当会は受領金の返金を行いません。

第7条 退会

会員は、当会に入会后、任意にいつでも自由に退会することができます。ただし、交際中、またはお出合いが決定している場合は退会できません。

第8条 効力の不可分性

入会申込書の条項に一部無効な部分があったとしても、当該条項の無効は他の条項の有効性にその影響を与えることはありません。

第9条 保全措置

当会は、入会金その他の前受金について特段の保全措置を講じていません。(当会は入会時に受け取る合計金額が5万円を超えないため)

第10条 個人情報の取扱

当会は、入会申込により入手した会員の個人情報につき、個人情報保護法に基づき、入会審査及び本サービスの提供の目的に限り利用します。

第11条 会員の義務

会員は、別紙会員規約記載の各項目について誠実に遵守することを誓約します。会員が会員規約に違反したと当会が判断する場合には、会員は同規約記載の違反金を支払うことを同意します。

第13条 反社会的勢力ではないことの確約

会員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する反社会的勢力ではないこと。

入会申込者は、本書面をダウンロードし保管するものとし、入会申込みフォームに確認の意思表示をして同意したものとします。

契約締結年月日 年 月 日 (入会申込みフォーム送信日とします)

【事業者】

(住所)

525-0037 滋賀県草津市西大路4-33

(事業社名)

ChikaMari (特定非営利活動法人キュービットクラブ)

(代表者氏名)

理事長 新井弘道

【申込者】

(住所)

入会申込フォームに記載申込者住所とします

(氏名)

入会申込フォームに記載申込者氏名とします

本書面記載の各項目について貴会から説明を受け十分理解し、本書面を受領しました。

年 月 日 (入会申込みフォーム送信日とします)

(電話)

入会申込フォームに記載申込者電話番号とします

(氏名)

入会申込フォームに記載申込者氏名とします

顧客相談窓口

TEL : 03-6233-2915 (Email; info@mcsa.or.jp)

一般社団法人結婚相談業サポート協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目18-20 ルックハイツ新宿1105